

愛知医科大学大学院医学研究科における学位審査委員会委員の選出に関する規程

平成27年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）第25条の規定に基づき、学位規程第6条に規定する審査委員会（以下「委員会」という。）の医学研究科における委員選出について、必要な事項を定める。

(委員の選出)

第2条 委員会の委員は、次により選出する。

- 一 委員は4名とし、そのうち1名を主査、主査以外の3名を副査とする。
- 二 主査は、学位申請者の研究指導教授以外の研究指導教授の中から選出する。
- 三 副査は、主査を担当する研究指導教授及び当該学位申請者の研究指導教授以外の研究指導教授の中から選出する。
- 四 前2号において、当該学位申請者の学位論文の共著者となっている研究指導教授は主査及び副査として選出しない。

(委員の決定)

第3条 主査及び副査は、医学研究科委員会運営委員会において候補者を選出し、医学研究科委員会の議を経て医学研究科長が決定する。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月以降に受理する学位論文の審査に係る委員会の委員の選出から適用する。